

ID: 146

担当部署: 環境課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例 第10条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条及びエコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 条例第10条に規定する規則で定める特別な理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>2 条例第10条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、エコ・ハウスたかねざわ利用料金減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、減免することを決定したときは、エコ・ハウスたかねざわ利用料金減免決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日